

農山漁村地域の活性化に取り組みたい

農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画の実施に必要な施設整備を中心として、交付金の交付等の措置が講じられます。

農山漁村活性化法とは

「農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（略称：農山漁村活性化法）」は平成19年5月16日に公布、平成19年8月1日に施行されました。

農山漁村活性化法の概要

(1) 目的

人口の減少、高齢化等の進展等により農山漁村の活力が低下しているため、農山漁村における定住や都市との地域間交流を促進するための取組を支援し、農山漁村の活性化を図ることです。

(2) 活性化計画の作成

国がこの法律の定めにより策定した基本方針に基づき、都道府県又は市町村が、単独又は共同で、ア)計画の区域、イ)計画目標、ウ)目標を達成するための以下の事業、エ)計画期間、オ)その他の事項を定めた活性化計画を作成することができます。

- ①農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備に関する事業
- ②生活環境施設の整備に関する事業
- ③地域間交流のための施設の整備に関する事業

(3) 交付金の交付（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策））

国は活性化計画を作成した都道府県又は市町村に対し、計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができます。

農山漁村振興交付金（うち農山漁村発イノベーション対策）

○農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型・交流対策型）

(1) 概要

都道府県又は市町村が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住等及び地域間交流を促進するために必要な生産施設等の整備を支援するものです。

(2) 交付対象事業

活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために実施される①から④までに掲げる事業

- ① 生産基盤及び施設の整備
- ② 生活環境施設の整備
- ③ 地域間交流拠点施設の整備
- ④ その他省令で定める事業

(3) 交付金の交付等

- ① 活性化計画策定主体 都道府県、市町村
- ② 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等
- ③ 交付率 1／2等

(4) 評価

計画策定主体は、活性化計画が終了する年度の翌年度以降、事業実施計画に定められた目標達成状況について評価を行い、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表する等の義務を負います。

お問い合わせ・相談窓口

- ・宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 e-mail : nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話 : 022-211-2866
- ・各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部（「11相談窓口」を参照）